

# 令和6年1月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和6年1月26日(金) 9時00分から10時00分まで
2. 会場 : 白杵市役所 白杵庁舎1階 101・102 会議室
3. 出席委員 : 教育長 安東 雅幸  
教育長職務代理者 神田 岳委  
委員 佐藤 雄一  
委員 木本 邦治
4. 出席職員 : 教育次長兼教育総務課長 後藤 誠也  
社会教育課長 川辺 宏一郎  
学校教育課参事監 麻生 幸誠  
学校教育課総括課長代理 高田 教一  
学校教育課課長代理 高野 紀幸  
文化・文化財課課長代理 東 貴則  
教育総務課課長代理 亀井 寛美  
教育総務課主事 佐藤 祥次
5. 傍聴人 : なし

## 1. 開会宣言

(事務局)

本日の出席者の報告を行います。本日出席者4名、欠席者1名で出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により、本会は成立となりました。以上報告いたします。

(教育長)

開会に先立ち、ここで事前に皆様にお諮りいたします。

本日の委員会について、傍聴の申し出があります。傍聴希望の方は、安東市議会議員です。

傍聴に関しては、白杵市教育委員会会議傍聴規則第2条の規定により、どなたでも教育長の許可を受ければ傍聴できることになっています。

傍聴は教育長の許可制ですが、教育委員の皆様の了解があれば、許可するというにしたいのですが、いかがでしょうか。

(委員 許可)

(教育長)

それでは、傍聴を許可することにいたします。

(傍聴者 入場)

(教育長)

これより白杵市教育委員会、令和6年1月定例会を開会いたします。

本日の委員会の会期は、本日限りといたします。次に、会議録署名委員に神田教育長職務代理者と佐藤委員の2名を指名いたします。

今回の日程のうち、非公開とするのは、「3. 協議事項」のうち、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて(教職員(小・中学校)の内申について)」、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて(交通事故における賠償金の示談書(物損事故)について)」、第1号議案「白杵市立幼稚園の設置に関する条例の廃止について」、第2号議案「白杵市奨学資金に関する条例の一部改正について」を非公開としたいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」に基づき、採決を行います。これに賛成の委員は挙手願います。

(委員 挙手あり)

(教育長)

全会一致で非公開といたします。

## 2. 教育長報告

(教育長)

続きまして、「2. 教育長報告」を行います。別紙の令和5年度1月行事予定表をご覧ください。

4日、仕事始め式、定例課長会、新年互礼会が開催されました。

5日、事務局連絡会議、定例記者会見が行われました。

7日、令和6年白杵市二十歳の集いを開催しました。対象者は310名であり、参加者は約280名でした。参加率が90%を超えている市町村は白杵市のみでした。他の市町村の参加率は70%~80%でありました。幼少期に白杵市で過ごした際に、良好な人間関係の構築ができていたからこそ、90%以上の参加率になったと思います。

9日、3学期始業式、三役日程調整会議が行われました。

11日、校長・所長会が行われました。また、大分大学豊友会から白杵子ども図書館に対して、本の寄贈をしていただきました。

12日、白杵市基礎・基本テストを実施しました。2月上旬に結果が届きますので、各学校にてその結果を分析しながら、学びの残しゼロの取り組みを進めていきたいと思えます。同日に、第4回公立学校のあり方検討委員会を開催しました。公立学校の基本方針(案)の提言をいただきました。後ほど詳細を説明させていただきます。

15日、政策監会議、情報連絡会議が行われました。

17日、事務局連絡会議が行われました。

18日、退職校長会からの要望を受ける予定でしたが、延期となりました。

22日、公立学校のあり方庁内検討委員会を開催しました。基本方針(案)の提言をいただいた内容等に関する報告を行いました。同日に、人権セミナーと社会教育委員会議を合同で行いました。パラ陸上選手である久多良木隆幸様を講師に招き、講演会を行いました。

23日、三役日程調整会議を行いました。

24日、白杵市部落差別解消推進・人権教育研究大会が中央公民館と野津中央公民館にて行われました。先生方が、6つの分科会に分かれて発表を行いました。また、25日まで教育委員会部局における3月補正予算の確認を行いました。

25日、白杵石仏ホキ2郡消防訓練、教頭研修会を行いました。

26日、定例教育委員会です。うすきエネルギー株式会社様より全小学校へ図書購入費用として寄附金をいただきました。また、西中学校がこれまでの教育実践が評価され、大分教育実践者表彰を受賞しました。その受賞報告に校長先生、指導主任、生徒たちが市長報告を行います。

31日、白杵石仏特別祈願法要が開催されます。

以上で教育長報告を終了しますが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。これをもって教育長報告を終わります。

続きまして、報告第1号に入る前に、傍聴者の退場を命じます。

(傍聴者 退場)

### 3. 協議事項

(教育長)

それでは、「3. 協議事項」に移ります。

〈非公開〉

(教育長)

ここで、傍聴者の入場を許可します。

(傍聴者 入場)

### 4. 教育施策に係る報告

(教育長)

これより、「4. 教育施策に係る報告について」に移ります。

今回、事務局からの報告はありませんが、委員の皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、教育施策については終わりたいと思います。

### 5. 教育予算について

(教育長)

これより、「5. 教育予算について」に移ります。

今回、事務局からの報告はありませんが、委員の皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、教育予算については終わりたいと思います。

## 6. その他

(教育長)

続きまして、「6. その他」に移ります。

「白杵市立公立学校のあり方に関する基本方針(案)」の説明を教育総務課からお願いします。

(教育総務課長)

別紙資料をご覧ください。先日、公立学校のあり方検討委員会(以下:あり方検討委員会)から基本方針(案)について提言を受けました。1月24日～2月22日までの間、白杵市ホームページ、白杵庁舎と野津庁舎の窓口にてパブリックコメントを実施しております。教育委員の皆様には、パブリックコメントを反映した基本方針(案)を教育委員会にて詳細に説明を行いたいと考えております。現在配布している資料の内容を簡単に説明させていただきます。別紙資料の「目次」をご覧ください。「1. はじめに」～「4. 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」については、基本指針が定まった際に、教育委員会にて説明を行っております。「5. 適正な規模の基準について」～「7. 今後の取組について」のうち、「5. 適正な規模の基準について」説明させていただきます。資料の6ページ中段の「学級数を基準とした適正規模の定義」をご覧ください。現在の国が示す適正規模の学級数としましては、小学校が12学級以上、18学級以下となっており、中学校は小学校を準用することとなっております。白杵市は18校ありますが、この基準を満たしている学校は3校のみとなっております。今後の人口減少等を踏まえ、白杵市の適正規模の定義を設けました。小学校は複式学級の解消を図り(1学年1学級以上)、中学校は小学校を準用することの提言を受けております。白杵市の基準で考えると、小学校においては適正規模が8校、小規模校が5校となっております。中学校においては全ての学校が適正規模となっております。9ページに各学校の一覧表を記載しておりますので、ご参照ください。7ページ「(2)児童数の基準について」をご覧ください。このページに記載されている表は、国基準の学級編成の区分や複式学級の区分となります。8ページ上段をご覧ください。この表は学級編成する際の児童・生徒数を基に白杵市独自で設定しております。適正規模の基準としては、全校で72名以上としております。中段の図をご覧ください。令和の日本型学校教育の指針の中に、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に進めていくという項目があります。協働的な学びを行う上で重要な人との関わりについて資料の図を参照しながら説明させていただきます。グループ編成を行う際に、2人であれば1つの関わり、3人であれば3つの関わり、4人であれば6つの関わりができる形となります。5人であれば10の関わりができますが、今後の人口推移を加味すると、4人が1つのグループ編成をすることが望ましいと考えており、これを基準に考えたいと思います。下の図をご覧ください。グループごとの学び合いになった際に、4人班が2グループの場合は1つの関わり、3グループの場合は3つの関わり、4グループの場合は6つの関わりができます。よって白杵市の人口規模を考慮した結果、4人班が3グループ以上であれば協働的な学びができるのではないかと考えています。よって、1学年が12人以上であれば必要最低限な協働的な学びができるという考えに基づいております。同ページ上の表

をご覧ください。適正規模の基準である全校で72名以上は、1学年当たりの児童生徒数が12名で6学年あれば、72名という考え方に基づいているものです。今回、臼杵市独自の学級数の考え方や学級を編成する際の児童生徒数の根拠を具体的な数値を用いて示している部分が、今回の基本方針(案)の中に記載しております。今回の基本方針(案)をパブリックコメントの意見をいただいた後、次回の教育委員会にてお示ししたいと考えております。10ページ以降の項目については、今後の取組を記載しております。以上で説明を終わります。

(教育長)

今回、あり方検討委員会から提言をいただいた基本方針(案)の基準となる部分のみ説明を行いました。今回は協働的な学びに視点をあて、これからの子どもたちに必要な力を養うことを考慮したときに、1つのグループとしては4人、1学級であれば4人の集まりが3つ以上あれば最低限の協働的な学びができるのではないかと考えております。今後、適正配置を考えていく段階で、3・4・12という数字が今後の基準になっていくという説明でありました。ご質問等ありますでしょうか。

(木本委員)

確認になるのですが、現状の基準として1学級12名が最低ラインだと思うのですが、今のままであると複式学級ができてしまう可能性があると思うのですが、複式学級の解消にはならないのではないのでしょうか。

(教育長)

大分県の複式学級の基準は2学年の合計人数が14名以下であり、国の複式学級の基準は2学年の合計人数が16名以下であります。1学年12名のクラスであれば2学年で24名になるので、複式学級は解消されることとなります。

(木本委員)

分かりました。現時点で複式学級の解消を目指しておりますが、解消すると教職員が不足する恐れがあるので気になりました。

(教育長)

現在、1年生と6年生は単独学年で実施できるようにしており、2年生と3年生、3年生4年生、4年生と5年生を合わせて複式学級の編成を行っております。大分県の基準でいうと14名以下の場合には複式学級になります。1人の先生が2学年の授業を受け持つということになります。教育の機会均等という考え方に基づくと不平等になる恐れがあります。そのため、臼杵市は独自の基準を設けております。1つの複式学級がある学校については、先生を0.5人配置します。午前中に授業を2つに分けて配置をしております。2つの複式学級がある学校については、1人配置をして、その複式を解消するというように努めております。複式学級についても、臼杵市は手厚く行っていま

したが、1人の先生が1つの学級を教えるにしても、協働的な学びが成立しないということになります。これからの予測不能な社会を生き抜く子どもたちに合意形成を図ることやコミュニケーションやプレゼンテーション等の能力をつけるためには、最低12人が必要だと思われます。今回はパブリックコメントを1ヶ月募集しますので、その意見も踏まえて1度あり方検討委員会にて協議を行い、最終的な成案を教育委員会でお認めいただく流れになります。3月議会に成案することになるため、2月開催の教育委員会で成案をお示ししたいと思いますので、閲覧して頂けると幸いです。その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。

続きまして、白杵市立小中学校卒業式について学校教育課より説明をお願いします。

(学校教育総括課長代理)

別紙資料をご覧ください。今年度も教育委員の皆様方にご出席いただき、教育委員会告辞を述べていただきたいと考えております。出席(案)として下の表を割り当てていますので、都合の悪い方がいらっしゃいましたら、学校教育課の方までご連絡いただきますようお願いいたします。

(教育長)

今回は高校入試の関係で、中学校と高校の卒業式が同日になっております。高校は3月1日(金)の午前中に開催し、中学校は同日14時より開催予定であります。小学校については、例年通り3月22日(金)10時から開催予定であります。委員の皆様方は、それぞれの仕事をお持ちで忙しいと思いますが、日程調整の程よろしく願いいたします。なお、仕事の都合で出席できない場合は遠慮なくご連絡いただければこちらの方で対応をしたいと考えております。告示等は後日、お届けをしたいと思います。

全体を通して、委員の皆様方からご質問等ありますでしょうか。

(佐藤委員)

先日、小学校の子どもたちが給食畑収穫体験を行いました。凄く立派な大きな大根をもらっていました。給食畑はどこ地域にあるのかということと各学校がこのような収穫体験をできるのかが気になりました。食について学ぶ良い機会であり、肌で感じる体験ができるため、多くの子どもたちにこのような体験をして学ばせてあげたいと思いました。

(学校教育課参事監)

土づくりセンターという公設の堆肥センターがあります。農林振興課内に有機農業推進室があ

ります。給食畑収穫体験は有機農業推進室が窓口となり、子どもたちの食育の一環として役立てるという目的で取り組んでいる活動であります。作物の収穫については、収穫体験を希望する学校への対応を行っております。また、生産者方に来ていただき、直接話をして欲しいという学校の要望にも対応しております。学校の敷地内に芋や野菜等を植えている学校もあります。実際に生産者の方と交流を深める事や自分たちで収穫した作物が給食に使用されることは食育において効果があると思います。1年間通じてそのような希望がある場合には応じる状況であります。臼杵給食センターが平成12年に稼働開始したころから、食育の観点から給食畑の野菜が大きく取り上げられていました。臼杵市としても学校給食用食材を地元の生産者が生産し、供給する給食畑の野菜を子どもたちに提供していこうということから野津町を中心に始まりました。当時から有機栽培を目指されている方が中心となり、子どもたちや身内に提供するような真心こめた野菜や農作物を作り、給食に提供していただくものが給食畑の野菜になります。平成22年から市長認証のほんまもん野菜があります。これは有機栽培された農産物であり、最優先で給食に使用しております。ほんまもん野菜が手に入らないときは給食畑の野菜を使用しております。ほんまもん野菜と給食畑の野菜がなければ現在の給食は成り立っていない状況になっております。

(佐藤委員)

わかりました。ありがとうございます。

(教育長)

子どもたちが給食で食べる食材を自分自身で収穫体験することは大切だと思います。今後の食育の一環として関係各課と連携しながら行いたいと思います。その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

## 7. 閉会

(教育長)

以上をもちまして、1月定例教育委員会を閉会します。